**４　農業負債整理関係資金について**

**（１）経営体育成強化資金について（再掲）**

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

|  |
| --- |
| 意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農  負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で公庫が融資します。 |
|

**１　借入対象者**

　　農業を営む者(主業農業者(※1)､認定新規就農者(※2)､集落営農組織など)

(※1) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)等の者をいいます。

(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して

市町村長の認定を受けた者をいいます。

**２　借入条件**

（１）資金使途

①前向き投資資金

・農地等の取得・改良・造成　　・農地等の賃借権及び権利金等

・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得（※1）

・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成

・家畜の購入又は育成

・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得

・農薬費その他の長期運転資金（※2）

・集落営農組織が法人化するときに、当該法人の構成員として法人に参加するために

必要な資金

（注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。

※2については、集落営農組織などに限る。

**②償還負担軽減資金**

**・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）**

**・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）**

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金（事業再生支援資金）

・農薬費その他の長期運転資金

（２）借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は令和３年11月18日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 資金名 | | [借入限度額]　個人１.５億円、  法人５億円の範囲内で①～③の合計額 | 償還期限 | 借入金利 |
| 1. 前向き投資資金 | | 負担額の80％ | 25年以内  (うち据置3～10年以内) | 0.30％ |
| **②償還負担軽減資金** | | |
|  | **再建整備資金** | **個人1,000万円～2,500万円**  **法人4,000万円** |
| **償還円滑化資金** | **経営改善計画期間中　の５年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額** |
| 1. 事業再生支援資金 | | 負担額の100％ |

**３　取扱融資機関**㈱日本政策金融公庫

２-４6

**（2）農業経営負担軽減支援資金について**

【償還負担の軽減を図るための資金（負債整理資金）の借入れ】

|  |
| --- |
| 経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に 対し、その償還負担  　の軽減を図るのに必要な資金を融通します。 |
|

**１　借入対象者**

以下の条件を満たす農業者（法人を含む。）

・農業経営改善に取り組む意欲と能力を有するもの

・60歳未満の者では、主として農業に従事（60歳以上の者の場合は後継者が農業に従事）しているもの

・農業所得が総所得の過半を占めるもの

・現に約定償還金の一部の返済が可能であるもの

**２　借入条件**

（１）資金使途：営農負債の借換え

（２）借入限度額：営農負債の残高

（３）借入金利：０．３０％(令和３年11月18日現在)

（４）償還期限：１０年（うち据置期間３年）以内

※ ただし、既往債務の年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合の

償還期限は15年以内

**３　取扱融資機関**

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

**４　利用方法**

借入希望者は、最寄の窓口機関（農協、銀行等）に必要書類（※）を提出

　　（最寄の窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

　　　　※必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

**※本資金については、大阪府では、現在、予算措置がなく実施しておりません。**

２-４７

**５　セーフティネット資金について**

**※農林漁業セーフティネット資金について**

【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

|  |
| --- |
| 自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金を公庫等が融資します。 |
|

**１．借入対象者**

① 認定農業者(※1)

② 主業農林漁業者

（農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益

200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの）

③ 認定新規就農者(※2)

④ 集落営農組織

（※1）認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長等の認定を受けた方をいいます。

（※2）認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

**２．借入条件**

（１）資金の使途

① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金

② 法令に基づく行政処分(豚熱、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金

③ 社会的・経済的環境の変化等(新型コロナウイルス、農林水産物の不作等)により経営状況等が悪化している場合（※）に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

（※）売上の減少(前期比10％以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等）の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

（２）借入限度額　　① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額

② ①以外の場合：600万円

（３）借入金利: ０．１６％～０．１８％ (令和３年11月18日現在)

（４）償還期限：１０年以内(うち据置期間３年以内)

**３．取扱融資機関**

㈱日本政策金融公庫

**４．利用方法**

借入希望者は、最寄りの窓口機関（公庫・農協・銀行等）に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい（災害による被害に

ついての市町村長の証明書等の添付が必要となります）。

２-48

**６　災害関係資金について**

**（１）農林漁業施設資金（災害復旧）について**

|  |
| --- |
| 果樹の改植、農林漁業施設、共同利用施設の災害復旧に要するための費用を日本公庫等が  融資します。 |
|

**１　借入対象者**

(１) 農林漁業を営む者

(２) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区、土地改良区連合及び農業振興法人等

**２　資金使途**

　　災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業施設等の復旧を行うために必要な次に掲げる資金

(１) 果樹の改植等（主務大臣指定施設）

　 　 果樹の改植又は補植、樹園地整備、果樹棚の設備、樹苗養成等に要する費用

（２）個人施設（主務大臣指定施設）

　　　農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具等の復旧に要

する費用

(３) 共同利用施設

農業協同組合等が設置する農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同　利用施設等の復旧に要する費用

**３　借入条件**

（１）借入金利　 0.16～0.30％（令和３年11月18日現在）

（２）償還期限 15年（うち据置期間３年）以内

（果樹は25年（うち据置期間10年）以内、共同利用施設は20年（うち据置期間３年）以内）

（３）貸付限度額 負担額の80％又は１施設当たり300万円（特認600万円、漁船（20トン未満：1,000万円、20トン以上:最大11億円））のいずれか低い額（共同利用施設は負担額の80％）

**４　取扱融資機関**

㈱日本政策金融公庫

２-49

**（２）農業基盤整備資金（基盤の復旧）について**

|  |
| --- |
| 災害によって流失、埋没した施設等の復旧に要するための費用を公庫等が融資します。 |
|

**１　借入対象者**

　　農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業振興法人等

**２　資金使途**

　　災害により農業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融通することにより、その経営の基盤を安定させるために必要な次に掲げる資金

(１) 農地関係 　 かんがい排水、ほ場、農道、農地及びその他施設の復旧に要する費用

（２）牧野関係　　牧野、牧道等の復旧に要する費用

**３　借入条件**

（１）借入金利　　借入期間に応じて0.16～0.30％（令和３年11月18日現在）

（２）償還期限 　２５年（うち据置期間１０年）以内

（３）貸付限度額 　貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

**４　取扱融資機関**

㈱日本政策金融公庫

２-50